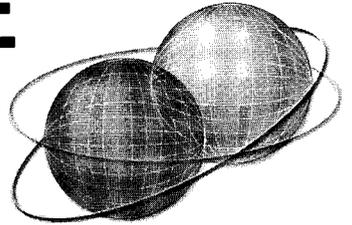


脳死移植の透明性

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



10年7月、臓器移植法の改正法が施行された。その後、これまで年間平均9例ほどだった「脳死移植」の件数が急増している。一方、本人同意を要件としない改正法に対する異論も根強く、「脳死移植」に関する情報公開のあり方が問われ始めている。関連情報を公立病院や消防長等が保有する場合もあり、自治体もこの問題と無縁ではない。

不十分な情報提供

臓器移植法（正式名称「臓器の移植に関する法律」）の旧法は、「脳死移植」を認める要件として本人の同意と家族の同意の二つをあげていた。前者を確認するものとしてドナーカードがあるが、所持者が少数だったこともあり、「脳死移植」は法

施行後の10年間で86例にとどまった。そこで、09年7月に法改正が行われ、脳死を人の死と一律に定めることで本人同意という要件を取り除いた。これにより、本人が拒否していた場合を除いて、家族の同意のみによる「脳死移植」（以下、「家族承諾脳死」）が可能となった。

「脳死移植」に関する自己の意思を明確にしている人はまだまだ少ない。これに対する拒否の意思を明示

している人は、さらに少ないはずだ。こうした中で、拒否者を除きすべてを脳死とする改正法が、ドナー・臓器の供給を増大させるとの期待があった。改正法の施行直後の2か月で「脳死移植」が相次ぐ現状は、改正法の目論見が実を結びつつあることを示している。

しかし、順風満帆にみえる「脳死移植」に死角がないわけではない。「脳死移植」を取り仕切るのが「臓器移植ネットワーク」（以下、「ネットワーク」）だ。改正法に基づく家族同意のみの「脳死移植」が行われるたびに、ネットワークは報道機関に対する記者会見を行ってきた。ところが、これらの情報提供の内容が不十分なのだ。

公開された情報の範囲

私たち読者・視聴者が報道を通じて知ることのできる情報は、脳死した本人の性別、年代、居住地域、提供された臓器の種類などの基礎的な情報だけである。また、本人が拒否していなかったことは、改正法に基づく「脳死移植」の要件であることから必ず公表されている。しかし、脳死に至る詳しい経緯や脳死判定を行った病院名も公表されない。「家族承諾脳死」8例目で、ようやく初めて病院名（市立札幌病院）が公表されたくらいだ。

「家族承諾脳死」という表現からもわかるように、改正法に基づく「脳死移植」では家族の果たす役割や責任がきわめて重くなる。ところが、その家族に関する情報も、ほとんど公表されていない。

特に重要なのが、家族がコーディネーターの説明を受け入れ、「脳死移植」に同意した経緯に関する情報だ。コーディネーターが家族に対してどのような説明をし、家族との間でどのようなやり取りがあったのだろうか。ここでも公表されるのは、家族の同意があったという結果だけであり、そこに至る経緯は不明だ。

確かに、「もう助からないのならば、どこか体の一部が生きていれば

うれしい」というように簡単なコメントは公表される。しかし、この簡潔さは逆効果である。肉親の脳死という突然の事態に、家族は悲しみ、苦しみ、「脳死移植」への同意という重すぎる決断に悩んだはずだ。それを、俗耳に入りやすいコメントに置き換えてしまったため、かえって決断の重さが伝わらなくなってしまうからだ。

公開に消極的な理由

以上のように、ネットワークが「脳死移植」の経緯を伏せて、結果しか公開しないのはなぜか。個人情報保護だけが理由ではない。

端的にいうならば、家族を「そつ」としておいてほしい」ということだと思われる。一般の事件報道のように、報道機関に対してであつても、本人や家族の氏名や連絡先を提供すれば取材が集中するだろう。メディアアスクラムと呼ばれるような、過熱した取材合戦に家族を巻き込むことは避けたいと、ネットワーク側は考えたのだろう。

たとえ一例であつても、そうした事態になれば、以後の「脳死移植」で家族の同意を得ることが困難にな

るおそれもある。メディアアスクラムを恐れて同意をためらい、断念する家族が出てくることも予想される。改正法によつて「脳死移植」が順調に増加している流れに、情報公開が水を差しかねない。それが公開に消極的な最大の理由である。

しかし、これらは氏名や連絡先が公開された場合の支障であつて、個人が特定されない形であれば、もつと踏み込んだ公開が可能ではないか。また、メディアアスクラムを懸念するのであれば、「代表取材」のように家族の静穏な生活を確保できる方法を工夫すればよい。

何の工夫をしないまま、「脳死移植」の結果しか公開しないネットワークの姿勢には強い疑問を感じる。

積極的な情報提供を

それでは、逆に、なぜ「脳死移植」に関する情報公開が必要なのかを考えてみたい。

第一に、改正法による脳死は本人の意思には基づかない「死」であることだ。それゆえに「脳死移植」の経緯をできるかぎり公開して、適正なものであつたことを社会的に説明する必要がある。

これに関して気になるのが、本人に拒否の意思がなかったことの確認方法である。

緊急を要する医療判断なので仕方がない面もあるが、家族からの聞き取りだけで本人の意思を確認できるのだろうか。友人や同僚の方が、家族以上に本人の日頃の言動を知っていることもある。仮に家族からしか聞き取りを行っていない場合、本人に拒否の意思がなかったと断言できるのか微妙である。

逆に言えば、こうした疑念にこたえて、意思確認の適正さを説明するためにをもつと詳しい情報公開が必要になる。

第二に、「脳死移植」に関する情報公開の公共性である。情報公開の一般的な意義として、社会的な議論に関する判断材料の提供をあげることができるといえる。

とりわけ「脳死移植」については、社会的な評価が分かれている。内閣府が実施した「臓器移植に関する世論調査」(08年9月)では、「脳死移植」で本人の意思が確認できない場合の取り扱いについて、家族の承諾だけで認めるべきでない」と答えた人は33・1%にのぼった。こうした中で十分な情報公開をしないことは、

議論を回避するための情報隠しと受けとられかねない。

そして、第三に、家族に対する疑念を緩和することである。改正法により子どもの脳死が認められることになったが、子どもには意思能力がないため、拒否の意思を確認するまでもなく家族の同意だけで「脳死移植」が行われる。

子どもの脳死の中には、虐待を原因とするものが含まれることは一般的に知られている。さらに、子どもを虐待させた事件が相次いで報道されている。そのため、家族は、子どもの「脳死移植」は虐待によるものではないかという世間の視線にさらされるかもしれない。そのとき今のように不十分な情報公開はまったく逆効果である。隠せば隠すほど、人は根拠のない疑いを強めていく。この場合、秘密主義は、脳死で子どもを失った家族を守るどころか、苦しめる方向へ追いやる。聞くところによると「脳死移植」のガイドラインの中では、情報公開の範囲や方法に関する家族への説明・同意の手続きを欠いているという。こうした不備を早急に改め、積極的な情報提供に方針転換することを切に望みたい。